

## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、本年6月頃、厚生労働大臣に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

これまで、当会では、労働者の生活の安定を図るためには時給1000円程度の最低賃金でなければならない旨の会長声明を繰り返し発し、2018年度の岩手県の最低賃金については、少なくとも時給825円を超える大幅な引上げを答申すべき旨の会長声明を発した。しかし、中央最低賃金審議会は、全国加重平均26円の引上げ(全国加重平均848円)を答申し、これを目安として、岩手地方最低賃金審議会は、岩手県における最低賃金を762円と定めた。

時給762円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約13万4000円、年収約160万円にしかならず、労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難である。かかる状態は、「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とする労働基準法1条及び最低賃金は「労働者の生活の安定の確保」に資することを目的とする最低賃金法1条の趣旨に悖るものといわなければならない。

しかも、最低賃金の地域間格差は依然として拡大しており、2018年度では、最も高い東京都(985円)と岩手県とでは223円もの差があり、その差は、前年度の差額220円よりもさらに拡大している。就労する都道府県によってこれほどまでに最低賃金に差が生じる状況は明らかに異様であり、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

ところで、賃金の引上げが困難な事業者に関しては、社会保険料減免、減税及び補助金支給その他生産性向上のための施策が不可欠である。最低賃金の引き上げと同時に、こうした施策の有機的連携等、中小・零細企業

支援措置の現実的な検討を進めるべきである。さらに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金遅延等防止法のこれまで以上の積極的運用により、企業間取引の公正を確保する必要もある。

我が国の貧困と格差の拡大は深刻な事態に陥っており、女性や若者に限らず全世代で貧困が深刻化している。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻害する大きな要因となっている。貧困と格差を解消するためにも、最低賃金の地域間格差を解消するためにも、岩手地方最低賃金審議会においては、最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を維持すべきである。

2019年(令和元年)6月10日

岩手弁護士会

会長 吉 江 暢 洋

